報　告

市街化調整区域における土地利用の規制緩和
申請状況・現状について

～空き家・旧宅地の利活用～

■ 施策の概要

昨年度説明資料を引用

◆ 基本方針

市街化調整区域内の空き家・旧宅地を有効に活用し、定住促進を図る

◆ 目的

・**地域コミュニティの維持**

・**空き家等の解消** による集落内の生活環境向上

◆ 概要

● **空き家**

○ 全ての既存集落（99集落）

○ 以下のいずれにも該当するもの

・住宅に限らず、店舗、事業所等も対象

・実態として空き家になっているもの

● **旧宅地**

○ 集落拠点※に含まれる既存7集落

○ 以下に該当するもの

・一度でも建築物が建っていたことが確認できる空き地

※都市計画マスタープランにおいて「郊外の集落拠点」として役割を担う地域

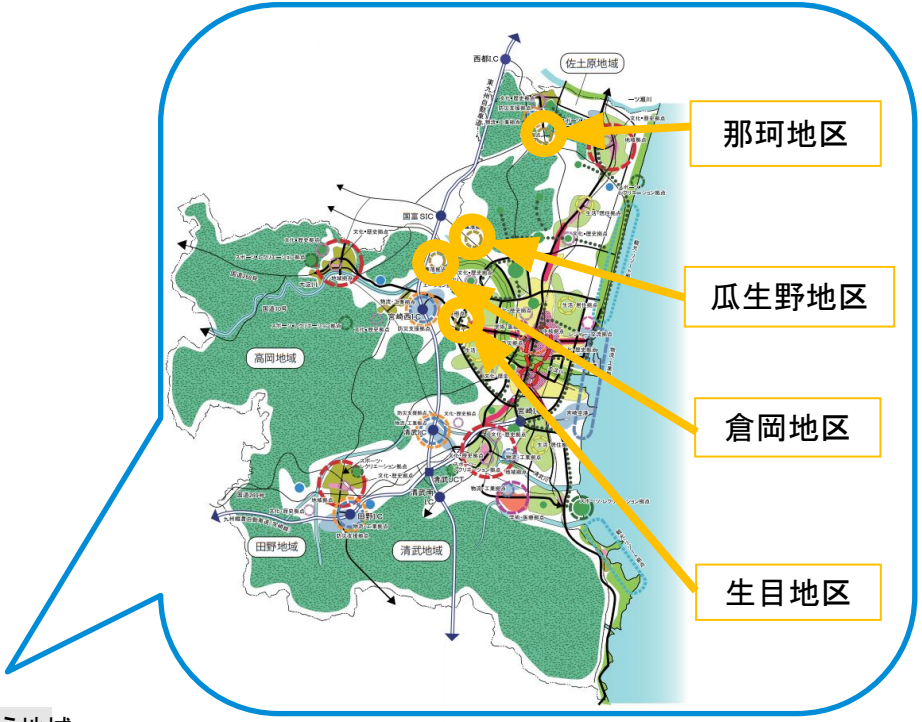

■ 施策の概要

昨年度説明資料を引用

◆ 概要（これまでと今後）

令和7年4月1日より施行開始

※令和7年2月　市長記者会見資料より引用

■ 市街化調整区域における空き家等の許可申請状況

令和7年度　開発審査会付議案件（R8.1月時点）

No.	申請地 （空き家／旧宅地）	許可月	申請者の現住所			世帯人数
			市外・市内（区域区分）	居住誘導区域内外	居住形態	
1	瓜生野（空き家）	R7.9月	市外+市内（市街化調整区域）	外	アパート	4人
2	阿波岐ヶ原（空き家）	R7.11月	市内（市街化区域）	内	市営住宅	4人
3	本郷南方（空き家）	R7.11月	市外	外	アパート	1人
4	加江田（空き家）	R7.11月	市内（市街化区域）	外	アパート	4人
5	小松（旧宅地）	R7.11月	市内（市街化区域）	内	アパート	3人
6	島之内（空き家）	R8.1月	市内（市街化区域）	内	アパート	3人

▶ **今後も引き続き、申請状況・動向を把握していく**